

番 号 : 20a00595

国 名 : 東ティモール国

担当部署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

案件名 : 東ティモール国道路インフラ品質管理アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 道路インフラ品質管理アドバイザー
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年1月上旬から2022年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 2. 70M/M、現地 8. 00M/M、合計 10. 70M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
27日	240日	27日
(渡航8回)		

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程及びある程度の現地業務期間の変更は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
  - (2) 見積書提出部数 : 1部
  - (3) 提出期限 : 10月28日(12時まで)
  - (4) 提出方法 : 電子データのみ。専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
    - ・ 提出方法等詳細については JICA ホームページ 内の以下をご覧ください。
- 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)
- なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- ・ 評価結果の通知 : 2020年11月26日(木)までに個別通知
- 提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理
対象国/類似地域	東ティモール/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国はティモール島の東側に位置する島国であるが、海上交通が未発達であることから旅客輸送と貨物輸送を道路交通に依存している。各県を結ぶ19ルートの約1,426キロメートルの国道網が東ティモールの最も重要な交通および流通の基盤であるが、当該道路は適切な維持管理がされていないがゆえ、豪雨による道路の崩壊、河川の洪水に伴う道路・橋梁の損傷及び崩壊により交通が遮断される事態が頻発している。これらの交通の遮断は東ティモールの経済活動を停滞させるだけではなく、地方部の住民の教育および保健医療サービスの水準を低下させている。東ティモール国民の生活水準の向上を図るためには強靱性を有した道路網の提供が必要となっている。

## 7. 業務の内容

同国が置かれた状況を踏まえて、過年度にJICA技術支援「東ティモール国道路維持管理水準向上プロジェクト」で作成された道路維持管理に係るガイドライン案を道路事業にて適切に使用するために同ガイドライン案の承認および普及に係る活動を行い、もって、カウンターパートの道路維持管理に係る品質管理能力の向上を図る。

### (1) 国内準備・作業期間（2021年1月中旬～3月下旬）

国内で入手可能な関連情報の収集及を行い、遠隔で先方とのキックオフ会議を行い、業務背景、目的等を再確認した上で、業務計画案を作成する。現地派遣期間までに必要な作業を先方実施機関に依頼・情報収集を図り、立案した業務計画のうち遠隔で実施できる活動については、先方及び発注者と調整のうえ進捗を図る。キックオフ会議は発注者が調整を行うが、以後の会議は、必要な都度、受注者が先方と調整を行い実施すること。

### (2) 現地派遣期間（2021年4月上旬～2022年10月下旬：現地派遣回数8回）

現地で行う活動を行う。これらの活動内容を見直す際には、先方、JICAに説明、理解、確認を得た上で見直す。

活動1：ガイドライン（道路、排水施設、カルバート、擁壁、斜面崩壊・斜面保護、地すべり調査、橋梁構造物保護）の内容および活用・定着状況のレビューを行う。

活動2：チェックリスト（品質管理・安全管理）のレビューを行う。

活動3：公共事業省の技術職員とガイドラインの理解を深める現地OJTを実施する。

活動4：ガイドラインを道路維持管理プロジェクトへの適用させるために実施するパイロットプロジェクトサイトを選定する。

活動5：ガイドラインを公共事業省に承認させるための助言を行う。

活動上の留意点は以下のとおり。

- ①第1回目の現地調査時に、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめ、C/Pと現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせ。なお、各現地調査前に、現地調査時に対応すべき課題を整理、設定し、JICAとの打合せを行う。
- ②ワークプランに基づき活動を行うとともに、定期的にC/Pと打合せを、セミナー等を含めて行い、進捗状況について理解を得る。
- ③現地業務結果報告書（英文）を作成し、公共事業省及び在東ティモール日本国大使館、JICA東ティモール事務所に報告する。

### (3) 帰国後整理期間（各派遣期間終了後及び2022年11月上旬～12月下旬）

- ①各派遣期間終了後、JICA社会基盤部に今次派遣時の活動内容を報告する。
- ②最終派遣期間終了後、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤部に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は（１）～（３）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

- （１）ワークプラン（英文10部、電子データ：JICA社会基盤部、JICA東ティモール事務所、公共事業省）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- （２）現地業務結果報告書（英文10部、電子データ：JICA社会基盤部、JICA東ティモール事務所、公共事業省）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

- （３）専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④残された課題

⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田（または羽田）⇒シンガポール/テンパサル⇒ディリ⇒シンガポール/テンパサル⇒成田（または羽田）を標準とします。

## 10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2021年4月上旬～2022年10月下旬までを予定していますが、ある程度の日程調整、現地業務期間の変更は可能です。2.（３）に記載のとおり現地業務期間240日を8回の渡航（30日/回）で実施することを考えていますが、全体業務M/M及び業務期間を超えない範囲で適宜変更は可能です。ただし、現地渡航回数は8回を上限、各現地業務期間においては20日以上現地作業を行うことを原則とし、プロポーザルにて提案してください。

- ②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

- ③便宜供与内容

本業務従事者に対する便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
なし
- イ) 宿舎手配  
なし
- ウ) 車両借上げ  
なし（業務従事者が車両手配を行い、支出・精算を行います）ただし、契約時点でその適切な見積もりが困難であることから、0.8百万円を定額で契約金額に計上する。
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 執務スペースの提供  
公共事業省が執務スペースを提供します（ネット環境は必要に応じて業務従事者にて整備）

## (2) 参考配布資料

- ①本業務に関する以下の資料を社会基盤部運輸交通グループ第一チーム（TEL:03-5226-8147）にて配布します。

- ・要請書

- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) 公開資料

- 東ティモール国道路維持管理水準向上プロジェクト事業完了報告書
- ・東ティモール国道路維持管理水準向上プロジェクト事業完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043581.html>
- ・東ティモール国道路維持管理水準向上プロジェクト事業完了報告書 添付資料2  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043582.html>

## (4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務

に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や東ティモール政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上